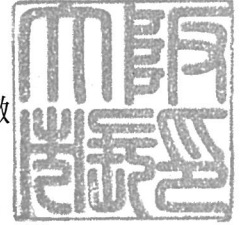




大環境環管第 2013 号
平成 26 年 5 月 8 日

環境大臣 様

大阪市長 橋下 徹



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について（回答）

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正処理の推進にご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月 29 日付け環廃産発第 1310291 号「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について」により、貴省から検討要請があったところですが、本市としては、国が次の事項を確実に履行することを条件に、PCB 廃棄物の早期適正処理を促進するための新たな処理体制の構築について了解いたします。

記

1. 安全の確保
 - (1)PCB 廃棄物処理施設の老朽化対策等により安全な操業を確保すること
 - (2)輸送時の安全対策に万全を期すこと
2. 日本環境安全事業株式会社大阪事業所における PCB 廃棄物の処理期限（最長平成 36 年度まで操業）を厳守すること。さらに、事業終了準備期間であっても、できる限り早期に操業を終了すること
3. 想定される最大規模の地震や津波等が発生した場合にも安全が確保されるよう万全の対策を講じること